

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月28日
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

2019年5月23日開催の当社第58期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年5月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金26円

配当総額1,498,884,218円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月24日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、三浦紘一、横山清、古川公一、六車亮、小苺米秀樹、福原郁治、井上浩一、澤田司、猫宮一久、佐伯浩、佐々木亮子の各氏を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、佐川広幸、高嶋智、伊東和範、田守隆行の各氏を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）と監査役4名に対し、役員賞与総額21,700,000円（社外取締役以外の取締役分18,450,000円、社外取締役分1,100,000円、監査役分2,150,000円）を支給する。なお、各取締役に対して支給する具体的金額、支給の時期および方法等は取締役会に、各監査役に対して支給する具体的金額、支給の時期および方法等は監査役の協議に一任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される福原朋治氏及び監査役を退任される児玉勝博氏に対して、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準にしたがい、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	491,777	425	1,039	(注)1	可決 97.49
第2号議案					
三浦 紘一	472,786	18,383	2,071		可決 93.72
横山 清	485,442	5,728	2,071		可決 96.23
古川 公一	484,925	7,277	1,039		可決 96.13
六車 亮	484,930	7,272	1,039	(注)2	可決 96.13
小苅米 秀樹	484,939	7,263	1,039		可決 96.13
福原 郁治	484,928	7,274	1,039		可決 96.13
井上 浩一	484,935	7,267	1,039		可決 96.13
澤田 司	484,929	7,273	1,039		可決 96.13
猫宮 一久	484,935	7,267	1,039		可決 96.13
佐伯 浩	491,685	517	1,039		可決 97.47
佐々木 亮子	491,652	550	1,039		可決 97.46
第3号議案					
佐川 広幸	487,702	4,500	1,039		可決 96.68
高嶋 智	460,407	31,793	1,039	(注)2	可決 91.27
伊東 和範	491,524	678	1,039		可決 97.44
田守 隆行	475,619	16,582	1,039		可決 94.28
第4号議案	451,338	40,861	1,039	(注)1	可決 89.47
第5号議案	366,626	125,575	1,039	(注)1	可決 72.68

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数(本総会前日までの事前行使分に当日出席分を合計したもの)を分母とし、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できた分を加算したものを分子として算出しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上